

# 平成26年9月定例会 常任委員会

## 企画環境委員会

委員長名	立原龍一
委員会開催日	平成26年9月25日(木)、26日(金)
所属委員	〔副委員長〕 山田平四郎 〔委員〕 円谷健市 安部泰男 長谷部淳 坂本栄司 桜田葉子 本田朋 佐藤憲保 瓜生信一郎



立原龍一委員長

(1) 知事提出議案：可 決…7件

**[※知事提出議案はこちら\[PDF\]](#)**

(2) 議員提出議案：可 決…1件

**[※議員提出議案はこちら\[PDF\]](#)**

## ( 9月25日(木) 生活環境部)

桜田葉子委員

4ページの第3回国連防災世界会議関連事業について、防災世界会議には「原発」という視点も加わっていると理解している。前にも質問したことがあるが、仙台市で開催されるということであり、本県開催とならなかったことを大変残念に思う。そこで、本県はどのような立場、位置づけのもとで、どのような事業を展開するのか、詳細を説明願う。

災害対策課長

まず、概略を説明する。

国連防災世界会議は、グローバルな防災戦略を議論する国連主導の会議である。今回で3回目の開催だが、大体10年に1度開催され、前回は神戸市、前々回は横浜市で開催された。今回は仙台市の開催であるが、これまでの2大会と異なるのは、東日本大震災による被災状況に鑑み、青森県、岩手県、宮城県及び本県の被災4県共催という形になっていることである。参加人数は、大臣を初め政府の代表者、ユネスコ等の国連機関、NGO、防災関係企業・団体など4,000～5,000人とされている。さらに、訪れる一般市民が数万人という大規模な国際会議であり、開催日程は来年3月14～18日の5日間である。

ただ、被災4県の共催ながら、本体会議については全て仙台市で開催されるため、会議参加者を青森県、岩手県、そして本県へと、いかに誘導するかということがある。このため、政府でもいろいろ考えてツアーを実施することとなり、先ほどの説明のとおり、関連事業という形で会議参加者を本県に誘導し、本県の正確な現状を見てもらうものである。

このツアーには2種類あり、1つは、会議開催期間中に実施する、学習に視点を置いたスタディーツアーである。これは、食の安全の観点から本県の現状を知ってもらうため、農業総合センター等で行われているモニタリング、除染、浜通りを中心としたさまざまな復興への取り組みなどを見てもらうものである。

もう1つは、会議開催期間外に実施する、観光の視点を盛り込んだエクスカージョンと呼ばれるツアーである。これは、

スタディーツアーと同様にモニタリングや除染、復興の現場等に加え、1泊2日で本県の名所等もあわせて見てもらうものである。

こうしたツアーを通じて会議参加者を本県に誘導し、本県の取り組みをしっかりと見てもらい、母国に戻った後は正確な情報をそれぞれの母国で発信してもらう。

そのほか、復興や防災をテーマにしたシンポジウムも開催され、講演やパネルディスカッションが行われる。また、仙台市において展示会が実施され、東北6県のコーナーが設けられるため、本県としてもモニタリングや除染などさまざまな取り組みの現状をパネルで紹介する。さらに、会議開催期間の2日目になると思われるが、仙台市が会議参加者をもてなすレセプションが行われるので、そこに本県の食材を提供し味わってもらおう。

それらを通じて本県の正確な現状を見てもらい、その結果として風評払拭につなげていきたい。

#### 桜田葉子委員

私が訴えたいのは、誘致したのかどうか、なぜ本県開催でなかったのかである。環境を考えれば、本県が適地だと思っている。説明のような事業が展開されるとしても、防災世界会議が目指す一つの姿が福島にあると思う。

今のような説明は以前も聞いたが、その当時、例えば子供防災世界会議なども開かれるのではないかと言われていた。本県に誘致するには、要人を泊めるホテルがないという説明もあった。しかし、防災世界会議の目的からすると、本県が最適地である。このような会議が本県で開催されれば、さらに福島現状を知り、理解を得ることにつながるので、より一層積極的な活動を願う。要望とする。

#### 長谷部淳委員

関連して聞くと、約2,300万円の予算内訳はどのようなものか。

#### 災害対策課長

スタディーツアーで約900万円、エクスカージョンで約520万円、シンポジウム関係で約500万円、レセプションへの食材提供で約70万円、その他事務的経費で約60万円等である。

#### 坂本栄司委員

2ページのふるさとふくしま帰還支援事業については、先ほど原子力損害対策担当理事より説明のあった、11月から配置する復興支援員に係る経費かと思うが、体制など詳細を説明願う。

また、年度末までの予算となるが、来年度以降についてはどのような見通しを持っているのか。

#### 避難者支援課長

今回の補正で計上しているのは、県外避難者の約3割を占める東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県等の4都県に復興支援員を配置し、避難者世帯への戸別訪問など相談対応を行うものである。社会福祉関係団体などこれまで4都県において避難者支援に実績のある団体に委託するため、人件費や活動費など委託に要する経費を計上している。予算額は約1,800万円であり、1団体当たり約300万円で5団体への委託を想定している。

復興支援員については、今後具体的に各都県や団体と調整したいが、避難者支援の実績がある人をお願いしたいと考えている。また、当課の県外駐在職員も加え、各都県や団体の協力も得ながら、チームを組んで対応したい。

次に、今回の補正は11月から5カ月分の経費である。来年度以降については、避難者意向調査の結果からも避難の長期化によりそれぞれ個別の課題を抱えていることがあるので、こういった個別対応の必要性を感じている。今回の4都県の実績も踏まえながら今後調整することになるが、北関東あるいは山形県や新潟県など、拡大・強化を検討したい。現在、県外避難者は約4万7,000人いるが、今回の補正で約3割、さらに拡大するとすれば半分以上をカバーすることも見据え、受け入れ自治体の協力も得ながら対応していきたい。

#### 坂本栄司委員

県外避難をサポートすることも重要だが、あわせて本県としては、できれば本県に戻って来てもらいたいということがある。委託を想定している団体には、その辺の考えも含め、どのような対応をしてもらうのか。

#### 避難者支援課長

昨年度に避難者意向調査を実施したが、県内外の避難者が今後をどのように考えているかについては、「ふるさとに戻りたい」という人、「当面は避難先で生活したい」という人、そして最も多いのは「決まっていない」という人である。また、我々行政に求める情報についても、「福島の復興の状況」、「賠償」、「除染」、「健康」などさまざまである。

避難者のそれぞれの課題に対応するのが基本であるが、県外だと福島の現状がなかなかわからないなど、情報が十分に届いていないこともある。実際にそういった声もあるので、訪問活動や相談対応などを通してできるだけ本県の現状を伝え、帰還あるいは生活を元に戻していくことにつながるよう後押ししていきたい。

#### 本田朋委員

先ほどの桜田葉子委員の質問に関連するが、国連防災世界会議について、エクスカージョンは1泊2日で本県に誘導し、復興の取り組みや観光地を巡ってもらうということであった。

これは生活環境部で予算を組んでいるが、観光交流局との連携はどのようになっているのか。

また、エクスカージョンにおける通訳体制について説明願う。

#### 災害対策課長

エクスカージョンは会議開催期間外の実施を予定しており、会議は3月18日で終了するため、19日から実施することになる。観光交流局とは適宜打ち合わせを行っているが、事業内容をさらに詳しく詰めていく中で、いろいろ協力を得ながら進めていきたい。

通訳については、シンポジウムやエクスカージョン等で必要となることから、予算の中に必要額を計上している。

#### 本田朋委員

一事が万事ではないが、これまでいろいろ質問や要望をしてきた中で、細かく内容等を突き詰めていくと、どうしても縦割り行政だと感じてしまう。エクスカージョンについては約500万円の予算を生活環境部で計上しているため、観光交流局から「これは生活環境部の事業だ」と言われてしまうことを懸念している。どういう予算の組み立てになっているかわからないが、エクスカージョンはまさに観光交流局の業務と深く関連することから、ぜひしっかりと、一体となって受け入れ体制の整備に努めてほしい。

通訳体制については、予算としては説明のとおりだと思うが、どのように体制を整備していくのかを聞いているので、再度答弁願う。

#### 災害対策課長

シンポジウム等においては、参加者がどのくらいになるか現時点で見通しは立てられないが、外国からの参加者も多く想定されることから、同時通訳が可能となるよう体制整備を考えている。ツアー等においても、本県の現地の状況がきちんと説明できるよう、同時通訳の体制を整備していきたい。

#### 瓜生信一郎委員

ツキノワグマについて説明があったが、我々山の近くに住む者にとっては深刻な問題になっている。子供たちも安心して通学できない状況であり、捕獲しても毎年出てくるということは、どんどんふえているのだと思う。人が里山の手入れをしていないために近づいてくることもあると思うが、私の地元の隣の集落でも、ことしは3～4頭捕獲したという。

そこで、前にも聞いたが、県内全体の生息数は幾らで、どのくらいの頭数が適正なのか。全体の生息数がわからなければ、どのくらい駆除したらよいかもわからない。20年ほど前はレッドデータブックに載るような状況だったが、その辺の調査はどうなっているのか。

#### 自然保護課長

ことしは例年になく多くの目撃情報が寄せられているため、数はふえていると考えられる。去年はブナなどが豊作であったため、子供がたくさん生まれたことが要因ではないかと考えている。

生息数については、平成24年度からカメラトラップという調査を行っている。ツキノワグマの胸には斑紋があるが、個

体ごとに形が違う。カメラの上方に蜂蜜をセットし、ツキノワグマが蜂蜜を取ろうとしたときにシャッターが切られる仕組みであり、斑紋で個体を識別し、個体数を推定する調査である。

24年度は西会津町において実施したが、カメラの設置場所が人工林だったこともあり、県内全体で172～1,126頭程度、平均で484頭という結果になった。25年度は福島市において同様の調査をしたが、カメラを設置した場所が熊の通り道であったため、逆に数が多くなり、2,000～4,100頭程度、平均で2,900頭という結果になった。

ツキノワグマの生息数を正確に判定する調査手法は今のところ確立されていないため、カメラトラップによる調査地点の数をふやし、凸凹をならしてなるべく正確な数値に近づけたいと考えており、今年度は会津美里町で調査している。それらの結果を踏まえて今後の対策を考えていきたい。

ただ、人に危害を及ぼさないようにするためには、①やぶ続きになっている場所をきちんと払うなどの生息地管理、②電気柵をつくるなどの防護対策、③捕獲一の3つを一体的に推し進めていくことが必要と考えており、農林水産部や市町村と連携して、一体となって対策を進めていきたい。

円谷健市委員

議案第24～29号の工事請負契約について、入札不調が多発している昨今にあって、非常に苦勞もあったと思う。生活環境部としての大きな工事の契約締結にめどが付き、大変感謝している。

工事関係の手続は順調に進んでいると理解してよいか。

生活環境総務課長

今回提出している6件についても、委員指摘のとおり、仮契約を結ぶまでの過程においては、予算額と入札額との間に差がある状況もあったが、おかげさまで落札までこぎつけることができた。

まずは、目的に沿った建物をきちんと工期内につくり上げていくことが重要と考えているので、今後ともしっかりと対応していきたい。

円谷健市委員

三春町の環境創造センターは平成28年3月までの工期だが、東京オリンピックの関係工事などもあり、今後も人件費や資材等の高騰が考えられる。本県もスライド条項等を運用しているが、今後の契約額の増額についてはどう考えているか。

生活環境総務課長

まさに委員指摘のとおり、いずれの契約についてもスライド条項等を設けている。必要な変更契約には適切に対応し、改めて議会の承認を得たい。

円谷健市委員

最後に、6件の入札に関するそれぞれの応札業者数を聞く。

環境創造センター整備推進室長

議案第26号の環境創造センターA施設研究棟・建築工事については1社のみの応札である。そのほかについては少々お待ち願う。

原子力安全対策課長

議案第24号及び25号のオフサイトセンター（原子力災害対策センター）については、南相馬市、楡葉町の施設とも、契約の相手方になっている1共同企業体のみの応札である。

環境創造センター整備推進室長

議案第27号の環境創造センターA施設研究棟・電気工事については3社、議案第28号の同センターA施設研究棟・機械工事については6社、議案第29号の同センターA施設交流棟・建築工事については1社のみの応札である。

長谷部淳委員

さきに坂本栄司委員が質問したふるさとふくしま帰還支援事業について、避難者支援の実績がある5団体くらいに委託し、情報提供や戸別訪問、相談対応等をしてもらうということだったが、委託先はどのように選定するのか。

また、配置される復興支援員との関係はどうなっているのか。

#### 避難者支援課長

社会福祉関係団体など4都県の5団体に委託すると説明したが、これまで県外避難者への支援や、保健福祉部の心のケア事業などで実績のある、社会福祉士会や臨床心理士会などを想定して調整を進めている。

1団体当たり委託費約300万円と説明したが、中身としては、人件費、移動のための交通費、場所を借りるための賃借費などを積算している。

復興支援員の活動内容は、戸別訪問をして相談対応に当たってもらうことが柱となる。また、当課の県外駐在職員や各都県の関係団体との連絡調整なども行ってもらう。ただ、活動方法、手順等の詳細については、契約に向けて関係団体と調整する中で、今後詰めていきたい。

#### 瓜生信一郎委員

ツキノワグマについて、先ほど生息数調査の結果を聞いたが、最大値と最小値及び調査箇所ごとの差が非常に大きく、端的に言えば「わからない」ということだと理解した。

前に質問したときにも西会津町で調査したという説明を聞いた。その後、福島市と会津美里町でも調査しているというが、いまだ正確な生息数が把握できていないということは、調査が全然進んでいないということである。新たな管理計画を策定するとの説明もあったが、ツキノワグマのほかイノシシや尾瀬の鹿についても、全体の生息数がわからなければ、絶滅のおそれがない適正な頭数規模を保ちつつ、人間社会との摩擦が起こらないようにするため、どのくらい駆除すべきかもわからないと思うが、その辺はどうか。

#### 自然保護課長

ツキノワグマの頭数を正確に把握できていないことについては、委員指摘のとおりである。調査結果にばらつきがあるため、現時点で正確な頭数を説明することはできない。ただ、前の保護管理計画をつくったときに860～1,600頭という数字を使っており、これが現時点における公式な見解となる。その後、西会津町や福島市、会津美里町で調査を行っているが、調査箇所によって数字に開きがあるため、今後も調査を続けて正確な数字の把握に努めていきたい。

委員指摘のとおり、正確な頭数をつかみ、例えばその10～12%は個体数を調整してよいと決められればそのようにするのが、今のところは、例えば人の生活圏に出てきて農作物や家畜を荒らしたり人に危害を加えた場合、それを駆除する対応をしている。熊はずっと山に住んでおり、基本的には人の住んでいるところに出てきて悪さをしなければ、山にいる分には問題ない。その考え方でことし有害捕獲した熊の数は、8月末現在で234頭である。

ただ、先ほども述べたが、捕獲だけでは被害を防ぎ切れないので、①鳥獣と人のすみかをはっきり区別すること、②熊が入ってくるのをブロックすること、③最後の手段として捕獲することの3つの施策を三位一体で行うことが必要であり、今後とも関係機関と連携して取り組んでいきたい。

#### 瓜生信一郎委員

ぜひともしっかり取り組んでもらいたいが、残念ながら全然進んでいないのが現状である。過疎地域では、もはや里山と山の境界に人の手が入らない状況であるため、熊が出てくる。

何度も言っているが、20年ほど前は熊の数が少なくなり過ぎて、一時は県のレッドデータブックに載ったこともある。ところが本日の説明では、熊の数はふえているという。大分前にこの委員会でツキノワグマの生息数を聞いたときは700～800頭だろうということだったが、それが今や1,000～2,000頭、あるいはそれ以上かもしれないとなれば、熊も自分の縄張りを確保するため、山からおりてくるのも当然のことである。

今は出てきたら追い払う、あるいはわなにかけて捕獲するという対策が主だが、新たな管理計画はどのような視点で策定するのか。

#### 自然保護課長

鳥獣保護法がことし5月30日に改正された。これまでの鳥獣保護法は、イノシシなどを捕獲するにしても、保護のため

の捕獲という位置づけだったが、法改正により、管理捕獲することが明確に位置づけられた。例えば今は「福島県ツキノワグマ保護管理計画」のように保護と管理のどちらも使っているが、今後は保護か管理捕獲かきちんと分け、第一種特定鳥獣保護計画、第二種特定鳥獣管理計画とつくり直すことになる。法改正は5月30日になされたが、施行日はまだはっきりしておらず、環境省の担当者によれば平成27年5月には施行されるだろうとのことである。本県では4つの鳥獣について保護管理計画をつくっているが、改正法が施行されると現在の計画は全て失効するので、それらを新たに第一種、第二種に整理した上でつくり直す必要がある。

委員指摘の計画改定の視点だが、ツキノワグマについては、基本は人身や農業等への被害防止あるいは軽減に視点を置きたいと考えている。ただ、現行のツキノワグマ保護管理計画は25～29年度の5年間を計画期間としており、策定したばかりである。今回の法改正を受けて国で指針をつくり直すので、基本的にはその指針に従って見直したい。したがって、今の施策をおおむね踏襲する形になると思う。

イノシシ保護管理計画はこととして計画期間を終えるため、抜本的に見直したいと考えているが、カワウやニホンザルはツキノワグマと同様、25年度からの計画であるため、国の指針に合わせた改定を考えている。

瓜生信一郎委員

いずれにしても野生動物はふえている。それは天敵がないからである。昔はニホンオオカミがいたので、鹿でも何でもふえることはなかった。そういう意味では今の天敵は人間であり、我々が管理しなければならない。

私が質問して西会津町の調査の話聞いたのは2年前だったと思う。その後、福島市や会津美里町でも調査しているが、具体的な頭数は把握できていないということであり、2年前から進展していない。もっと調査地点をふやし、専門家の力もかりて、一日も早く地域住民が安心して暮らせるような手だてを願う。

私が子供のころは熊も猿も出てこなかったが、今や会津にイノシシまで出てくる。動物の生息域が拡大しているということである。地球温暖化が影響しているのかわからないが、新たな管理計画を立てるのであれば、まずは県内の野生動物の数をしっかり把握することも含め、徹底した対応を願う。要望とする。

桜田葉子委員

関連して、イノシシについて質問する。

鳥獣保護法の改正には、2つの大きな柱があると理解している。1つは、捕獲事業者を知事が認定できる「認定鳥獣捕獲等事業者制度」の導入であり、もう1つは、これまで捕獲は市町村が行っていたが、県も行うことができるとされた「指定管理鳥獣捕獲等事業」の創設である。

イノシシの管理計画は国の指針を踏まえて改定することだが、平成19年にニホンザル保護管理計画が改定された折、それまで保護だったものに捕獲を加え、個体数調整を行うこととなった。その結果、県北地区では猿対策の予算が20分の1で済むようになったと農協から聞いた。計画策定時に捕獲の視点を加えたことにより、わなの設置など抜本的な対策を講じるためのいろいろな施策ができたということである。

同様に、イノシシの計画についても抜本的な改革をしていかなければならない。食害のほか、猿と違い、イノシシが田畑に入り込むと農作物ににおいがついてしまい、出荷できないという。これでは農業を続けていけないという悲痛な声がある。さらに、福島市の農業人口の3分の2は65歳以上である。そうすると、我々の命の産業である農業をどう守るかという視点にもつながってくる。

国は、法改正の柱として2つの視点を盛り込んだ。捕獲事業者を知事が認定できる制度については、私の手元にある資料によれば、ALSOK（総合警備保障（株））が手を挙げようとしているという。つまり、猟友会に任せるのは限界であり、営業として業者が入らなければ、既に対応できない環境になっているという国の認識だと思う。それが来年5月ごろに施行されるというが、本県はどう対応するのか。

さらに、これまでは猟友会に捕獲をお願いしてきたが、猟友会も高齢化している。改正法では県が事業者になることも示されているが、どう計画に位置づけ、どう抜本的な改革をしていくのか。

## 自然保護課長

認定事業者については、基準等の詳細がまだ示されていないので具体的な答弁はできないが、本県の現状を考えれば、例えば東京からALSOKなどに来てもらって捕獲するよりは、できれば猟友会に認定事業者になってもらうことができないかと考えている。また、認定事業者であれば夜間の狩猟ができるということはあるが、事業の委託は認定事業者でなくてもできるので、今後、猟友会の考えや、本県に来る認定事業者がどれだけいるのかを含め、国から示される内容を見きわめながら検討を進めたい。

捕獲については、これまでは市町村の有害捕獲や狩猟者による狩猟が主であった。今回の法改正で国や県が直接捕獲できる制度ができたが、物すごく数がふえたり、生息域が拡大している鳥獣を国が指定し、指定されれば直接捕獲できるという制度である。現時点ではイノシシやニホンジカが想定されている。ただ、先日の新聞で、環境省が指定捕獲事業のために20億円を概算要求したとの記事があったが、その内容はまだきちんと示されておらず、本県にどのくらい配分されるのかもわかっていない。今後詰めていかななくてはならないことがいろいろあるため、国と連携して情報収集しながら検討を進めていきたい。

次に、抜本的な対策との指摘だが、先ほど述べたとおり、イノシシの対策は3つだけである。①イノシシと人の生息域をきちんと区別し、誘引物も除去するなどの生息地管理、②柵をつくり、シンバイパイ（夜行性動物が嫌う青色LEDが点滅する器具）を置くなど、イノシシが来ないようにする対策、③捕獲—の3つを三位一体でやっていかなければ効果は上がらない。また、県が直接捕獲できる制度はできたが、県だけで捕獲できるものではなく、市町村や狩猟者等と連携して取り組むことが必要である。さらに、その前段の被害防除や生息環境の管理などは農林水産部や市町村等とも連携して実施しなければならない。関係機関と連携しながら、この三位一体の対策を進めていきたい。

## 桜田葉子委員

改正法は来年5月ごろに施行される。課長は三位一体の対策というが、捕獲はまだ十分進んでいない部分があるものの、ほかの2つは既にやっていることである。のんびり来年5月を待つのではなく、県としてどう対策を講じていくのか。そのことに農業者が生きられるかがかかっている。県北地区では桃の畑が一番荒らされている。それから田に来るが、田で寝っ転がられれば、その米はもう食べられないと言われている。先ほども話が出たが、オオカミを放してはどうかという意見もあるほど危機的な状況に来ていることから、抜本的な対策を求めている。来年5月まで待っていたのでは、農業をやめてしまう農家もいるかもしれない。もっと積極的な取り組みが必要と思うが、そのような視点はあるか。

## 自然保護課長

イノシシの捕獲頭数は、数年前までは大体年間2,000～3,000頭で推移していた。震災後は、平成23年は約3,000頭だったものが24年度は約5,800頭、25年度は1万頭を超えている。26年度はまだ狩猟が始まっていないため、現時点では有害捕獲のみの数だが、8月末現在で約3,200頭であり、昨年8月末の約1,900頭から1,000頭以上も多く捕獲している。今も一生懸命取り組んでおり、手をこまねいて待っているわけではない。また、来年5月までのんびりしているつもりも全くない。ただ、新たな制度に関する情報や予算などこれからの部分があるので、この場で積極的に何をやっていくと明言できないが、情報収集に努め、関係機関と連携して対策を打っていきたい。

## 坂本栄司委員

野生動物の放射性核種動態調査について、7月にIAEA（国際原子力機関）の専門家と意見交換を行ったと部長説明にあったが、その内容を説明願う。

## 自然保護課長

いろいろ意見交換したが、一番有意義だったのは、イノシシの放射能濃度がなぜ高いかについてである。我々はほかの鳥獣に比べてイノシシがなぜ高いのかに疑問を持っており、地表の餌を食べるときに土も一緒に取り込むからだと考えていた。

このことについて、IAEAの専門家であるサバンナリバー国立研究所の研究者から話を聞いたところ、土も関係する

が、キノコと果物を含めた3つが複合的に関係しているのではないかとの見解であった。我々はイノシシの胃の内容物調査なども実施しているため、胃の中の土を分画（ぶんかく：混合物を構成する成分に分けること）してはかったり、キノコはすぐに消化されるためDNA解析をしなければわからないとの助言もあったので、そういうことも今後検討したい。

坂本栄司委員

先ほど、イノシシの捕獲頭数は数年前まで約2,000頭だったが、昨年度は1万頭を超えたとの話があった。一定のエリアの中でふえたのであれば、それ相当の餌が必要になるはずであるため、生息エリアが広がってふえたということか。

自然保護課長

その点についてもIAEAから話があったが、人がいなくなると鳥獣はぐっとふえることがあるという。イノシシは雑草の地下茎を食べるが、人もおらず、これまで耕作されていた田畑が放置された状態になっているため、まさにイノシシ食堂とも言うべき状況になっていることからふえていると考えている。

坂本栄司委員

保健福祉部の所管かもしれないが、調査のために避難地域の猫を捕獲しようとわなを仕掛けたところ、かかったのはほとんどアライグマだったという。なぜそれほどアライグマがふえたかという点、愛護団体やペットの飼い主が置いてきたペットフードを食べてふえたらしい。弱肉強食の自然界の原理により、強い動物から餌にありつくので、猫はかからずアライグマがかかるということである。

ペットをかわいそうに思う気持ちもわかるが、そういうものを置いてくると野生鳥獣がふえて逆効果であることを、県としても関係機関と連携してPRしてほしい。参考として述べておく。

次に、中間貯蔵施設について、29日からいよいよ地権者への説明会が始まる。輸送計画の発表はこれからになると思うが、以前課長が述べたとおり、最も懸念されるのはトラック運転手の確保である。

これまでいろいろ意見交換した中で、輸送を全てトラックに任せるのではなく、鉄道輸送も考えるべきという意見もあった。常磐線は大熊町に大野駅があり、富岡町を通れば何とか利用できる。あるいは、磐越東線を経由しながら輸送するなど鉄道輸送も検討すべきと思うが、国への働きかけなど、どのように考えているか。

産業廃棄物課長

除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入については、国において基本計画の案を有識者に示し、検討をお願いしている段階である。その中で基本方針や留意事項など基本的な考え方を取りまとめているところであり、輸送方法についても検討されている。ただ、これまでの検討の中では鉄道輸送という話も出たが、今のところ計画には盛り込まれていないようである。

鉄道輸送については、国が今後さらにいろいろなところから意見を聞いて基本計画をつくり、実施計画をつくっていく中で検討されるものと考えている。

坂本栄司委員

運転手が確保できず、計画がうまく進められなくなっても困るので、いろいろな角度から国と調整願う。

次に、指定廃棄物をフクシマエコテッククリーンセンターに埋立処分したいという国からの要請については、現在どのような状況になっているか。

また、住民は最終処分場として永久に置かれることと、それが健康にどのくらい影響があるのかを心配していると思う。県内の指定廃棄物を早く運ばなければならないという状況もある中、あくまで個人的な考えだが、そこに搬入しても周辺住民の生活にそれほど影響はないだろうと思っており、それをいかに説明し、理解を得るかだと思う。今後、その辺を国とどのように説明していくのか。

産業廃棄物課長

昨年12月、指定廃棄物を処分するため、国から民間の既存管理型処分場であるフクシマエコテッククリーンセンターを活用したいという要請があった。その後、住民説明会や町などへの説明がなされているが、委員指摘のとおり、なぜそこ



を選定したのかというそもそも論や、安全性も含め、さまざまな意見が出されている。国ではそれらの意見に対する回答を調整しているところであり、今後、回答内容がまとめられ、地元に対する説明があるものと考えている。

長谷部淳委員

福島第一原発における作業員の事故について、つい先日もタンク建設中に鉄パイプが落下し重傷者を出す事故があり、ふえていると聞く。作業災害の発生件数は東京電力（株）の発表になると思うが、この3年半の状況を説明願う。

原子力安全対策課長

福島第一原発において、作業に起因して病気やけが等が発生した作業災害については、熱中症や転倒・つまずきによるけがが大半となっている。件数では、平成23年度は総数が59件、うち熱中症が23件、24年度は総数が25件、うち熱中症が7件、25年度は総数が32件、うち熱中症が9件である。なお、今年度は熱中症のみの件数であるが、15件となっている。タイベックや全面マスクを着用する作業環境であるため、熱中症など暑さによるもののほか、視野が狭いことからつまずいてけがをする事例が多い。

こうした事案に対して、東京電力（株）では、マスク着用を省略できるような線量低減を図るとともに、瓦れきなど足元を整理してつまずかないようにする対策をとっている。また、熱中症対策として、昨年度まではアイスノンをベストの中に入れるクールベストにより体を冷やす取り組みをしてきたが、今年度はさらに、作業現場の近くにワゴン車を置き、作業時間が長くなる場合はその中で着がえをしたり、マスクを外して水分補給できるよう対策をとっている。加えて、今年度からは温度と湿度を指標化した上で、指数が25度を超えれば連続作業時間を制限し、30度を超えれば作業を全面中止する措置をとっている。

県としても作業員が安全かつ安心して作業できることが重要と考えており、労働者安全衛生対策部会等において、引き続きこうした環境改善の取り組みをしっかりと確認していきたい。

長谷部淳委員

ことし3月に掘削作業中の作業員の死亡事故があった。当時、作業計画そのものが誤りだったのではないかと、救急搬送が適切だったのかなどいろいろな指摘があったが、それきり事故や対応に対する検証・評価が聞こえてこない。そのあたりについて、県はどのように聞いているか。

原子力安全対策課長

ことし3月28日、倉庫の基礎部の補修のため、下から穴を掘って基礎部のコンクリートを剥がす作業をしていた際、コンクリートと土砂が崩落し、胸部圧迫による窒息のため、作業員が亡くなった。福島第一原発としては原発事故以来、初めて発生した死亡事故であった。

事故発生時、東京電力（株）は全ての作業を中止し、安全の総点検や現場におけるリスクの把握を行った。また、作業員が作業に出かける際、作業の安全に関する注意事項を自分で確認できるシールをタイベックに張るなどの対策をとり、今も継続してそうした対策に取り組んでいる。ただ、原因究明については警察署と労働基準監督署の捜査及び調査が入っており、現在も継続中である。東京電力（株）からは、それらの結果を踏まえてさらに必要な対策をとるとの説明を受けている。

我々には6月の労働者安全衛生対策部会でそういった報告があり、随時、東京電力（株）の担当者からその後の進捗状況を聞いているが、今なお捜査及び調査が継続中であるので、引き続きその辺の状況を確認しながら、究明された原因に応じた対策を改めて検討するようしっかりと求めていきたい。

長谷部淳委員

災害時要配慮者名簿について、震災後、作成する方向で進めているとたびたび聞いているが、例えば幾つの市町村で作成したなど、具体的な進捗を聞く。

災害対策課長

要配慮者名簿は災害時の避難に必要となるものだが、県内全市町村において作成されるものである。

長谷部淳委員

名簿作成後は要配慮者一人一人に対する実動訓練が重要になってくると思うが、その辺はどのような状況か。

災害対策課長

実動訓練としては毎年県内3方部で実施している。

なお、名簿作成で終了ではないので、当課としては、要配慮者一人一人の個別計画の作成に向けて全力で取り組んでいるところである。

原子力安全対策課長

先ほど長谷部淳委員の質問の中で、福島第一原発における救急搬送に関する指摘があったが、説明していなかったので追加で答弁する。

まず、福島第一原発において傷病者が発生した場合の医療体制について、構内への入り口に入退域管理施設があるが、その中に救急医療室がある。そこには医師1名を含む4名が24時間体制で常駐し、傷病者の対応に当たっている。

3月の事故発生当時、搬送がおくれたのではないかなどの指摘があったが、その後、東京電力(株)ではそういった指摘も踏まえ、発電所内の救急車を4台にふやし、医療設備を備えた救急車で現場から速やかに救急医療室へ搬送できるようにした。なお、そこから先は、さらに救急車で地元消防署の救急車に引き渡しを行うことになる。

ドクターヘリについては、関係病院、ヘリの運航会社、東京電力(株)で調整を行い、着陸場所の確保や要請に速やかに応じてもらえるよう協議を調べ、今後の傷病者の発生に対し、体制の充実を図っていくとの説明を受けている。これについてももしっかり整備に努めるよう、引き続き求めていきたい。

## ( 9月26日(金) 企画調整部)

長谷部淳委員

2ページの地下水資源対策事業約1,600万円について、具体的に何カ所でどのようなことをするのかなど、詳細を説明願う。

土地・水調整課長

平成25年度から実施している調査であり、25年度は200カ所を調査した。今年度は調査箇所をふやし、およそ300カ所で実施する予定である。

事業内容は、地下水の水質、放射性物質の影響等を調査するとともに、地下水の資源量調査ということで井戸の水量を調べ、それを解析するものである。

長谷部淳委員

4ページの「ふくしまから はじめよう。再エネ発電モデル事業」について、具体的に想定しているものがあれば説明願う。

エネルギー課長

太陽光発電事業に新たに参入する事業者に対し、研修、現地指導及び補助により支援していく制度である。当初予算でも計上し、30件余りを採択したが、需要が非常に大きかったことから、当初予算と同規模の増額をするものである。

また、さきに本田朋委員から農業用水利施設を活用し、農業に資する再エネ事業を拡大してはどうかと提案があったことを踏まえ、当初予算では農地と太陽光発電との共存を図るソーラーシェアリング事業を計上していたが、新たに農業用水利施設と太陽光発電を共存させ、両方にメリットがあるような形にする試みを追加した。

坂本栄司委員

3ページの新生ふくしま復興推進本部推進事業費に係る4,000万円の増額について、具体的にどのような事業を行うのか。

## 復興・総合計画課長

復興推進本部は全県的な課題に対応し、地方本部は地域の実情に応じて迅速かつ柔軟に、創意工夫を生かした事業を展開するものである。

復興推進本部においては、「ふくしまから はじめよう。未来をつくるプロジェクト」として、これまで本県にいただいた支援に感謝を示し、本県の復興の現状を伝え、さらに支援の継続と関係の深化を図る取り組みを行う。

地方本部においては、東日本大震災に伴う各地域の喫緊の課題に迅速かつ柔軟に対応することを目的としており、例えば会津地域におけるスキーの教育旅行や、只見ユネスコエコパークを活用した環境学習の推進など、課題克服に結びつけていく取り組みを行う。

なお、事業実施に当たっては、今後さらに詰めながら対応していきたい。

## 桜田葉子委員

部長説明の中で、現行の集中復興期間（平成23～27年度）後、28年度以降の10年程度における復興需要として、3.9兆円程度の所要額が見込まれるとの説明があった。この試算が福島からの未来、そして福島で生き抜こうとする我々が復興・再生を実感できる一つの目安になるものと理解している。

この3.9兆円は、どのような考えのもと、どのような積み上げにより試算したのか。

## 企画調整課長

県分については、現在、復興関連事業として取り組んでいる事業は約400あるが、その事業ごとに関係部局で今後の見通しを試算し、それを積み上げた。

市町村分については、県内の全市町村に対し、平成28年度以降の復興需要に関するヒアリングを行って積み上げた。

さらに、県分と市町村分とは、国から県を経由して市町村に配分する補助金など重複するものがあるため、ダブルカウントしたものは差し引いた上で、最低でも3.9兆円と試算した。

ただ、委員承知のとおり、本県には非常に特殊な事情があるため、今後想定していない復興需要が生じることもあると考えている。そのため、最低でも3.9兆円であると強調しており、今後さらに試算の精度を上げていきたい。また、国に対して集中復興期間の延長を求めているが、国から延長するとの回答を得られていないため、この試算により国の議論を加速させるとともに、引き続き集中復興期間の延長を求めていきたい。

なお、この3.9兆円には、国直轄除染や廃炉・汚染水対策、国直轄公共事業の国が支払う分など国が直接執行する事業費は含まれていない。このため、3.9兆円にこれらを加えたさらに大きな額が、今後の本県の復興を進める上で必要になる。

## 桜田葉子委員

国の議論をもっと活発にしていかなければ、集中復興期間後はどうなるのかと大変不安を持っている。一方、県民を守る法律である福島特措法の質も上げていかなければならない。特措法は市町村や各方面からさまざまな意見をもらいながら、3年に一度見直しをする。そこにつなげていくためにも、特に大切な事業を示し、集中復興期間後もこれだけの予算を確保しなければ本県の復興・再生が果たせないと訴えていくことも必要だと思う。今の時点で、これだけはしっかり進めていかなければ本県の復興につながらないという大きな事業を明確に示すことはできるか。

## 企画調整課長

3.9兆円の中で最も大きいのは、避難指示区域における災害復旧事業や防潮堤の整備などである。終わっていない公共事業はたくさんあり、復興道路を初め公共インフラの整備だけで約1兆円がまだ必要と考えている。さらに、農林水産関係の公共事業においても別途2,000億円ほど必要と見込んでいる。

ただ、避難者を初め県民の生活支援や健康管理、イノベーション・コースト（福島・国際研究産業都市）構想などさまざまな事業があるが、今回の試算はあくまで国の議論を加速させるために行ったものであり、個々の事業費を示せる状況ではないことを容赦願う。

また、今後国に復興予算を求めていく上で、福島特措法は非常に大きな武器になると考えている。その基本方針においても、まさに復興が終わるまでしっかり予算を確保すると明記されているので、特措法及び基本方針を使いながら、国に対して集中復興期間の延長を強く求めていきたい。

桜田葉子委員

課題を明確にすることが国に訴える力になり、そのことが予算を確実に獲得することにつながると思うので、今後ともよろしく願う。

長谷部淳委員

きのう、日本学術会議が長期避難者への支援に関する提言を出した。当初は帰還を前提としていた県の復興計画も移住も含めた考えになってきたが、きのうの提言は、さらに長期待避、将来帰還という第3の道への支援も考えなければならないという内容だと理解している。

以前からそういった人たちへの支援も視野に入れなければならないという議論はあったと思うが、県はこの提言をどのように受けとめたか。

避難地域復興課長

委員指摘のとおり、日本学術会議において、帰還、移住というこれまでの2つの考え方に加え、長期待避という第3の選択肢に関する提言があった。

委員承知のとおり、避難地域は区域再編が進む中でさまざまな状況があり、早期に帰還できる地域と将来的な帰還を目指す地域とがある。特に将来的な帰還を目指す地域については、仮設住宅での生活が長期化しているなど厳しい状況であるため、避難先等において安定的な住環境の確保がまず喫緊の課題と考えており、コミュニティーの形成にも配慮しながら、復興公営住宅を初めとした生活環境の整備に取り組んでいる。

避難地域の各町村では復興計画をつくっているが、将来的な帰還を目指す町村においては、例えば避難地域内に復興拠点を設け、そういったところを中心に将来的な帰還を進めていくこととしている。仮設住宅に入居している避難者に対しても、徐々に復興公営住宅を初めとした生活拠点へ、そして最終的にはそういった復興拠点へという方向性を示しながら、将来的な帰還に備えてもらいたいと考えている。

長谷部淳委員

避難者意向調査の結果を見ると「戻らない」や「決まっていない」という人もかなりいる。行政は柔軟な選択肢も視野に入れた上で、それを示して進めていかなければ、帰らないといけないのか、ふるさとを捨てて移り住まなければならないのかなど、いろいろ複雑な避難者の思いもあると思う。柔軟な選択ができるよう、このような選択肢を示すことは大切だと思うが、どうか。

避難地域復興課長

委員指摘のとおり、多様な選択肢を示すことは、非常に重要だと考えている。過日の福島復興再生協議会において、今後、避難地域の将来像を策定するに当たり、有識者検討会を立ち上げ検討していくことが示されたところであるので、県としても、市町村と連携しながら地域の将来像をつくり上げていく中で、避難地域の考えが有識者検討会に反映されるよう、多様な選択肢についても示していきたい。

本田朋委員

イノベーション・コースト構想について、今後の本県復興において、ある意味ではシンボリックな事業になると思う。議会に提供された当該構想の報告書を読んだが、その中身について質問する。

報告書の中には大学教育拠点の整備ということも書かれており、我が会派としてはこの3年半、大学院大学（大学院を中心とする大学）を県内に設置すべきと訴えてきたので、この点が盛り込まれたことは大変素晴らしいことだと感じている。

資料にはコラムが掲載されており、当該構想研究会の委員である会津大学の角山特別顧問の説明資料として、防災大学

院大学というコンセプトで整備するイメージが載っている。これは一つの考え方として紹介されたものだと思うが、県として、どう主体的にかかわっていくのか。

#### 企画調整課長

6月23日に報告書が取りまとめられたが、その中で、国際産学連携拠点といった新しい拠点の整備について記載されている。これは廃炉・汚染水対策、放射線対策などについて、さまざまな知見を有する国内外の10程度の大学の研究室を浜通りに結集させ、企業と連携しながら、この非常に難しい課題の解決に取り組んでいくというものである。

東京大学や東京工業大学などが入ると聞いているが、研究室で共通の講義を行い、ほかの大学でその講義を受けても単位が取得できる共同単位取得のシステムが検討されている。また、廃炉における課題克服の加速化や、さまざまな大学院の研究者が集まることから地域の活性化にもつながるなど、いろいろなよい効果が期待できる。

そういったことで産学連携拠点は非常に重要と捉えており、これまでの福島復興再生協議会においても最重点要望項目の一つとして要望し、今回の国の概算要求には施設整備費の一部として10億円が文部科学省予算に計上されている。複数年かかるため初年度は10億円となっているが、今後も予算化してもらい、産学連携拠点の整備が進むよう国と調整していきたい。

#### 本田朋委員

既存の大学の講座を持ってくるということであり、コンソーシアムのような形かと思う。報告書にはロボティクス教育のイメージも載っているが、例えば防災やディザスター（災害）マネジメント等に係るロボット研究について、地元も含め世界中から意欲のある学生がそこに集まり、そこで学位を取得し、そこで関連産業に就職あるいは起業することにつながっていけばと思う。

国が予算化を進めるためには、県としてもこういうものをつくってもらいたいという具体的なイメージをまとめ、しっかり発信していくことも重要と思うので、提案として述べておく。

#### 坂本栄司委員

電源立地地域対策交付金について、おさらいしながら質問する。

ことしは県が辞退した分を含めると130億円くらいだったと思うが、これはどのように積算されているのか。

また、来年度は幾らくらいと見込んでいるか。

#### エネルギー課長

平成26年度の見込みは約103億円であり、基本的には発電量に応じて積算されるものである。ただ、現在、県内の原子力発電は全てとまっているので、福島第一原発については22年度の数値を当分の間適用する形になっている。また、福島第二原発についてはみなし規定があり、通常運転しているときの8割を基準に交付金が算定されている。

来年度予算については現在交渉中であるため、今の時点で答弁するのは難しい。

#### 坂本栄司委員

電源立地地域対策交付金の原子力分の中で、約23億円が給付金という名目で交付されていると思うが、その給付金を交付している目的は何か。

#### エネルギー課長

原子力発電所の立地及び周辺地域において、自分の地域で大量の電力を発電しているのに電気料金がほかの地域と同じなのはどうかとの意見もあったことから、周辺地域も含め、電気料金の実質的な割引の形で交付しているものである。一般家庭に対するものと工場、事務所等の事業者に対するものがあり、事業者に対するものは企業立地を促進する目的もある。

#### 坂本栄司委員

個人的な意見だが、本県は脱原発の方針を打ち出し、県内原発全基廃炉を求めている中で、この給付金をいつまでも続けていてよいのかという思いがある。事業者向けのものは企業立地の前提となった面もあると思うが、家庭向けのもの

のについては見直し、その分の財源を、これから一番大事な省エネや再生可能エネルギーの推進に回すことも考えていくべきではないか。その辺の考えがあれば聞く。

エネルギー課長

企業立地の促進を目的としている部分については、それを前提に進出している企業もあるため、見直しはなかなか難しいと感じているが、各家庭の電気料金割引の部分については、制度上、別の使い方をすることも不可能ではない。ただ、関係市町村と十分な協議が必要となるので、委員の意見を踏まえ、市町村や関係機関と協議しながら、来年度以降の対応を検討したい。

円谷健市委員

再生可能エネルギーの買い取りについて、きのう、九州電力（株）が中断するとの報道があった。さらに、きょうの新聞には、東北電力（株）が中断を含めて検討している旨の記事があった。

本県は再生可能エネルギーの先駆けの地を目指し頑張っているところであり、仮に東北電力（株）が買い取りを中断することになれば、本県にとって大変な問題になる。新聞報道をどう受けとめたか。

エネルギー課長

まず、24日に九州電力（株）が電力系統への接続を保留すると発表した。それを受けてきのう、恐らく別件での会見の際、記者の質問に答えたものだと思うが、東北電力（株）の社長が、東北電力（株）としても検討すると回答している。

その発表の後に東北電力（株）の社員が新聞記者に語った記事によれば、東北電力（株）管内における経済産業省による設備認定は5月末現在で1,149万kWであり、これがピーク時の電力需要である800万kWを上回っており、のみ込みないおそれがあるゆえに、電力系統接続の保留を検討するということであった。

本県は再生可能エネルギーの推進を復興計画の柱の一つとしており、そのような方針が本当に実行されれば、本県の復興にとって重大な問題だと受けとめている。

ただ、経済産業省が認定した1,149万kWというのは、発電設備が規格に合っているかなど、あくまで最低限の確認をした段階の数値であり、実際に運転を開始したのは5月末現在で68万kW、20分の1程度である。ピーク時の電力需要に対してわずかであり、この時点で現実的に受け入れ困難なのか疑問もあるが、県としては、根拠となるデータや電力需給調整力の不足についてまだ明確な説明を受けていないので、まずはそれらを公表し、住民に対して説明することが必要と考えている。

円谷健市委員

東北電力（株）は検討を始めたばかりであり、県としても対応が難しい面もあると思うが、このような報道があったということは、買い取り中断となる可能性が大きいのではないかと考えている。再生可能エネルギーは不安定な電力であり、それぞれ難しい問題もあると思うが、それゆえに蓄電技術やスマートシティ、エネルギーの地産地消などについても県として考えていかなければならない。同時に情報収集や東北電力（株）との協議、さらには国との協議も進める必要がある。答弁は求めないが、ぜひ企画調整部としてもいろいろ議論を深め、国への働きかけなど十分な対応を願う。

長谷部淳委員

中間貯蔵施設に係る3,010億円の交付金について、本会議では、国の復興事業では対応し切れない生活再建策や地域振興策に有効に活用したい旨の答弁があったが、もう少し具体的に説明願う。

企画調整部長

委員指摘のとおり、本会議では、当該交付金はハード、ソフトに幅広く使えることから、国の復興予算では対応し切れない、立地町を初め県内各市町村の実情に合った施策にしっかりと充てていきたいと答弁した。

復興予算はメニュー方式による補助金や交付金の形で来ているが、実際は、要件などによる制約や、そもそも欲しい事業がメニューにないこともあり、これまでも常々見直しを訴えてきた。一方、逆に国からは、既にメニューにある事業についても、この3,010億円の中でやればよいという話をされることも想像される。このため、今あるメニューについては

しっかり予算の確保を求めつつ、メニューにない事業のメニュー化についても引き続き求めながら、例えば国の財政規律などによりどうしてもできないのであれば、そこにこの貴重な3,010億円を活用していきたいという趣旨で答弁したものである。